

始良市営繕工事等の情報共有システム活用試行要領

1 趣旨

この要領は、始良市が発注する公共工事において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進する取組として実施する営繕工事又は業務（以下「営繕工事等」という。）の情報共有システム活用試行について必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事又は業務

- (1) 情報共有システム活用試行の対象となる営繕工事等（以下「対象工事等」という。）は、次に掲げるものとする。

ア 始良市が発注する建築工事又は設備工事のうち、「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」により積算を行った設計金額が1,000万円以上の工事

イ アに定めるもののほか、受注者が希望する営繕工事等又は営繕工事等に関連する業務委託

- (2) (1)の規定にかかわらず、対象工事等であっても、インターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、受発注者間で協議の上、情報共有システム活用試行の対象外とすることができる。
- (3) 発注者は、(1)アの工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

3 情報共有システム

- (1) この要領に基づき利用する情報共有システムは、「始良市電子納品の手引」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン」に定めたものでASP方式とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。
- (3) 前項の場合において、発注者は、同一工区内で複数工事間又は関連する業務間の情報共有が必要等の合理的な理由がある場合を除き、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げることはできない。

4 情報共有システムに係る費用

- (1) 情報共有システムに係る費用は、受注者の負担とし、共通仮設費に含まれるものとする。
- (2) 2(1)イの規定により受注者の希望により情報共有システム活用試行の対象とする場合で、「公共建築工事共通費積算基準」により積算されたもの以外にあっても、設計変更は行なわないものとする。

5 情報共有システム利用者等

- (1) 発注者の情報共有システム利用者は、補助監督員、監督員、担当係長及び総括監督員を原則とし、処理状況や変更協議内容等を把握及び共有するため、係員等を含めることができるものとする。
- (2) 受注者の情報共有システム利用者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者等）に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

6 その他

この要領、「始良市電子納品の手引」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン」に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う営繕工事等から適用する。